

八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：令和3年11月11日（木）午後1時35分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 19 名中 12 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 待機	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 待機	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 待機	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 待機	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 待機
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 待機	19 番 村上 正憲 待機	

農地利用最適化推進委員 22 名中 11 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 待機	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 待機
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 待機	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 待機
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 待機	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 待機
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 待機	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 待機
17 番 大倉 喜八郎 欠	18 番 金谷 由松 待機	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 待機	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間を少し過ぎましたけれども、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、A班の委員の皆様にご出席いただいております。

また、A班の委員のうち、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第41号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、籠田会長が当事者となっている事案がございます。

籠田会長におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年も残すところ、総会も今日と来月の1回となりました。秋の収穫もまだの人もいるかとも思いますけれども、私は動かなくなったら1週間ごとに1キロずつ増えて、スーツはこんな状態になってしまいました。健康管理は十分注意しながら今後の活動をしていきたいと、自分に言い聞かせながら、皆さんにも伝えておきます。それでは、今日も今月も元気良く唱和願います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、皆様大変お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。
まずは嬉しいこととお話いたします。皆様も新聞等で御存じのとおりと思いますが、八戸市功労者として松橋委員と寺沢委員、お二人が表彰を受けました。皆様、拍手でお祝いしたいと思います。

(拍手)

これからも農業委員会活動に御協力をいただき、よろしくお願いいたします。

先日ですけれども、南部町の名川土地改良区の経営体育成基盤整備事業の圃場を視察してまいりました。色々説明して下さったのですけれども、1期工事というか最初の工事は令和2年度で完了しているのですが、今年から事業に着手した工区は完成まで6年を要するとのことでした。地元の話し合いや同意書を頂くまでには多くの苦労があったのではないかなと思っております。また、高齢化が進み、担い手もなかなか探すことが大変な中で、私達も自分の農地、地域をどうするのかということを一日も早く考えて行動しなければならないなと思って見てきました。名川の方では、水田の他に、やはり畑作に取り組んでいる方々もいらっしゃるので、こういう圃場整備をした後を畑として活用して下さる方もいらっしゃるということでしたので、恵まれているなと思いながら話を聞いてまいりました。この1か月間の中でそういうことがありましたのでお知らせいたします。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議くださいますようお願い申し上げます。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、12 番 松橋 剛志 委員、13 番 中村 正記 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 37 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

森（光）委員

森から報告いたします。去る 10 月 28 日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 25 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 25 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻育苗、麦、そばです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 500m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。

年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラック2台、トラクター、田植機、コンバイン、畦塗機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第38号、令和3年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古館主幹

事務局の古館から、議案第38号、令和3年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借1件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手1名、貸し手1名で、利用権設定面積は3,500㎡でございます。

います。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和3年11月17日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第39号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古館主幹

事務局の古館から、議案第39号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。総会資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件となっており、借り手の人数につきまして

は1名で、利用権設定面積は3,000㎡でございます。

資料の左側の欄の借り手、利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の住所、氏名を記載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターでございますが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者の住所、氏名を記載しております。その他、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

配分計画1番

番号1番は、転貸の期間中に合意解約が成立したため、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するものでございます。利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために、4年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

については、今回の農用地利用配分計画案の内容は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第40号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦（豊）委員

三浦から報告します。去る10月28日、加藤委員と市庁本館地下会議室において、番号20番と番号22番を調査してまいりました。資料の7ページをお開き願います。

はじめに、番号20番について報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条20番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、FIT法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年12月1日から令和4年2月28日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、申請地北側に雨水流出防止のため素掘側溝を設置します。立地条件は、八戸市立中沢中学校から南東側約1.9kmに位置し、畑、宅地、原野、墓地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号20番の報告を終わります。

加藤委員

加藤から報告します。去る10月28日、三浦委員と市庁本館地下会議室におい

て、番号 21 番を調査してまいりました。

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 21 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、地上権を設定する 20 年間の賃貸借です。転用目的は、FIT 法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 4 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市南郷事務所から南西側約 600m に位置し、畑、宅地、原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、転用面積が 3,000 m² を超える農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

三浦（豊）委員

再び三浦から、番号 22 番について報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 22 番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、FIT 法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申

請地の周囲にフェンスを設置し、申請地南西側に雨水流出防止のため素掘側溝を設置します。また、申請地中央部を盛土して整地します。立地条件は、八戸市南郷事務所から北側約700mに位置し、畑、宅地、山林に囲まれ、併用利用する非農地を通じて、国道に接続しています。なお、併用利用する非農地は売買により取得する予定となっており、所有者からの確約書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

事務局から補足説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から補足説明させていただきます。

これまで、太陽光発電設備設置を転用目的とした農地転用許可申請は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法による売電事業を行うためのものがほとんどでございました。FIT法による売電事業を行うためには、経済産業省から認定を受けなければなりません。その認定基準の中に、1つの場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと、とあります。このことにより、1事業者が行う発電設備容量50kWh未満の低圧連系でのFIT法による売電事業の場合、農地転用許可申請に係る審査に当たっては、必要最低限の面積として2,000㎡を基準に判断していました。

しかし、昨年のFIT法改正等により、最近是全国的にFIT法によらない売電事業を行うための太陽光発電設備の設置が増加傾向にあり、今回、番号20番から番号22番までの案件は、FIT法によらない売電事業を行うためのものに

なります。いずれも、具体的な事業計画の内容は、発電した電気を登録小売電気事業者に対して個別の売電契約に基づき売電するというものでございます。登録小売電気事業者とは、電気の小売供給を行う事業をするために経済産業省へ届け出し、登録された事業者のことをいいます。FIT法によらない売電事業を行うために再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、経済産業省から認定を受ける必要はないため、1つの場所において複数の発電設備を設置してもよいということになります。

今回の案件の転用面積は、番号20番は2,801㎡、番号21番は5,420㎡、番号22番は1,922㎡、非農地1筆を併用利用して事業面積は2,584㎡となっておりますが、これは1つの場所において発電設備容量50kWh未満の低圧連系での発電設備が、番号20番は2ユニット、番号21番は4ユニット、番号22番は2ユニットと複数設置される事業計画となっているためであり、審査に当たっては、1ユニット当たりの必要最低限の面積として2,000㎡を基準に判断することとなりますので、いずれも適切なものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

はい、明戸委員。

明戸委員

一番上でございますけれども、5,420㎡。これ1年間の賃借料はどのくらいかお聞きしたいのですけれども。

工藤主事

事務局の工藤からお答えいたします。1年間の賃借料は27万円になります。

明戸委員

ありがとうございます。

会長

その他にありませんか。

はい、赤坂委員。

赤坂（英）委員

ちなみに、差し支えなければの話ですけれども、田んぼとか畑の売買となっておりますけれども、金額等教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤からお答えいたします。番号 20 番、田んぼについては 180 万円での売買になります。番号 22 番、畑については 200 万円での売買になります。

赤坂（英）委員

ありがとうございます。

会長

その他にありませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、議案第 41 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として私が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、馬場会長職務代理者をお願いしたいと思います。私は退室しますので、よろしく願いいたします。

(会長退室)

会長職務代理者

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、議案第 41 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

はじめに、総会資料とは別にお配りしております、議案第 41 号参考資料と記載されている資料を御覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、権利を有する農地等の所在市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について審査を行うこととなっております。農地所有適格法人の要件でございますが、1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社など、又は農事組合法人であること、2、事業要件として、直近する 3 か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること、3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えていること、4、役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に原則年間 60 日以上従事する者であること、となっております。これらの要件を全て満たしている必要があります。

それでは、資料の 9 ページを御覧ください。

今回の確認対象は、資料の 10 ページにわたる計 17 法人で、事業撤退により昨年度から 2 法人の減となっております。番号 8 番の法人は法定期限に遅れての報告書提出となりましたが、他の 16 法人は法定期限内に報告書が提出されております。各法人の組織形態要件、事業要件、構成員要件及び役員要件は資料に記載のとおりでございます。

審査の結果、いずれの法人も全ての要件を満たしていることが確認されており

ますので、農地所有適格法人の要件に適合する旨、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職務代理者

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

籠田会長の入室をお願いいたします。

(会長入室)

会長職務代理者

それでは、議事進行を籠田会長にお返しいたします。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第45号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 71 番～90 番

今回の届出は、資料 11 ページの番号 71 番から資料 17 ページの番号 90 番までの計 20 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8、

日程第 9

会長

次に、日程第 8、報告第 46 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 9、報告第 47 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 10 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 17 番

番号 17 番、転用目的は道路でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 21 ページをお

開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 137 番

番号 137 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 138 番

番号 138 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

5条 139 番

番号 139 番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 140 番

番号 140 番、転用目的は駐車場でございます。

5条 141 番

番号 141 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

5条 142 番

番号 142 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 143 番～145 番

番号 143 番、番号 144 番、番号 145 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 48 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 10 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 28番～30番 番号28番から番号30番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

次ページをお開き願います。

18条 31番 番号31番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条 32番 番号32番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和3年11月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第11 次に、日程第11、報告第49号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事 事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の10月分でございます。資料の27ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良3番 番号3番、着工年月日は令和3年11月1日で、使用する土の採取場所は大字豊崎町字下七崎地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和3年10月4日でございます。

農地改良4番

番号4番、着工年月日は令和3年10月20日で、使用する土の採取場所は三戸郡五戸町大字浅水字大平地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和3年10月13日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時30分)